

# 東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和5年度	事業年度	令和4年度
------	-------	------	-------

## 1 事務事業の概要

事務事業名	境界確定業務			整理番号	1310-028
第2次 総合計画体系	政策目標	該当なし		担当部署	建設課
	分野別施策			所属長	末内 良明
	主な施策			電話番号	79-5342
根拠法令等	不動産登記法に準じる				
事業実施方法区分	<input checked="" type="checkbox"/> 町直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金等
事業継続年数	事業開始年度	不明	<input type="checkbox"/> 5年以内	<input type="checkbox"/> 6年～10年	<input type="checkbox"/> 11年～20年 <input checked="" type="checkbox"/> 21年以上

## 2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 <small>具体的に誰(なに)を</small>	町内の町道、赤線・青線等の長狭物と個人の所有する土地の境界の確認 法定外公共用財産(赤線・青線)についての用途廃止業務	対象者	町内全域
事務事業の目的 <small>どのような状態にしたいのか</small>	個人所有地と町道、赤線(里道)・青線(水路)等との境界を明らかとすることを目的とする。		
事務事業の内容 <small>どのような方法・手段で 事務事業を行ったか</small>	<p>土地所有者が委託した土地家屋調査士等から町道、赤線(里道)・青線(水路)等の長狭物との境界確定(確認)申請協議書に基づき、現地で境界を確認・確定するための立会を行う。</p> <p>構造物(舗装道路や擁壁等)がある場合については、過去の資料等(測量図や現地での筆界杭等)を参考にしているが、赤線・青線の幅員については管理図面や旧図等に基づき、赤線幅は最低3尺(約90cm)、青線幅は最低2尺(60cm)を確保し、最低幅以上に幅員が確認できる場合は、現地の状況や地元精通者からの聞き取りにより確定を行う。</p> <p>境界確定により、法定外公共用財産(赤・青線)の用途廃止の申請があれば、明らかに公共物として使用していない場合については、その地域で使用している人の承諾を得た上で個人への払下げ等を行っている。</p>		
事務事業の成果 <small>結果・実績はどうか</small>	令和4年度境界確定件数 22件		
特記事項			

## 3 事業費の推移と評価対象年度経費

		令和3年度		令和4年度(評価対象年度)		令和5年度(見込)	
事業費【(a)～(e)の合計】		0	うち繰越分 ↓ 0	0	うち繰越分 ↓ 0	0	うち繰越分 ↓ 0
財源内訳	国庫支出金(a)		うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓
	県支出金(b)		うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓
	地方債(c)		うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓
	その他(d)		うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓
	うち受益者負担		うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓
	一般財源(e)		うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓
特定財源の名称・金額							
令和4年度 経費の内訳 <small>事務事業に係る経費の詳細</small>		予算科目(歳出区分)	会計	款	項	目	
備考							